

横手市契約心得

(建設工事)

契約書の確定等

- ・入札執行にて落札者が決定した場合は、市側より契約日時等を通知します。
- ・落札者が、市が指定した契約日時に応じられない時は、両者協議の上で日時等を決定します。
(ただし、落札の通知を発した日から起算して、原則として、5日以内に契約を締結(仮契約含む)することとします。)
- ・落札者は、社会保険料に未納が無い旨の証明書を契約前に提出しなければなりません。未提出の場合は契約を締結しないものとします。
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の対象工事である場合には、所定の手続きを終えてからでなければ、契約を締結することが出来ません。
- ・落札者は、契約日時に印紙及び代表者印を持参して契約することとします。
- ・契約は、市及び落札者が契約書に記名押印したときに確定します。ただし、予定価格150,000千円以上の建設工事の請負契約については仮契約を締結し、横手市議会の議決後ただちに本契約に移行するものとします。

建設労災補償制度

- ・工事着手届を提出する際、公益財団法人建設業福祉共済団の建設労災補償共済への「加入証明書」を提出するものとします。但し、当該年度においてすでに加入が確認されたものについてはこの限りではありません。
- ・建設労災補償制度に加入していない請負業者で、その他の共済、保険制度に加入している場合は、その加入を証する書面の写しを提出するものとします。
- ・その他の共済、保険制度は、以下の要件を全て満たさなくてはなりません。
①業務災害と通勤災害の双方を対象としていること。
②自社と直接の使用関係にある職員及び下請人と直接の使用関係にある職員（下請が数次にわたる場合は全て）を対象とすること。
③死亡及び労災保険（法定）の障害等級1～7級までの全ての災害を対象とすること。

建設業退職金共済制度

- ・建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書を契約締結後1か月以内に提出するものとします。
- ・同制度の対象雇用者を雇用しない等の理由により、収納書を提出する必要のない場合、又は、提出が遅れる事由があると認められる場合は、事前に書面により申し出ることとします。

契約保証金

・落札者は、契約金額の100 分の10 (低入札価格調査工事にあっては100分の30) 以上の契約保証金を、契約の確定前に納付しなければなりません。

ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を必要としません。

(1) 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 落札者から委託を受けた保険会社等と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) その他、市長が特別に認めたとき。

・契約保証金の納付は、下記に掲げる担保の提供をもって代えることが出来ます。

(1) 横手市契約規則に掲げる担保

(2) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

・定期預金証書については担保として受けつけないものとします。

・契約保証金等の納付方法については隨時、市の指示に従って行うものとします。

契約の変更

・契約変更の必要があると認められる場合（履行工期延長等を含む）は両者協議の上で変更契約出来るものとします。

・契約金額の増額変更を行おうとする場合で契約保証金等の金額が変更後の契約金額の100分の5（低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあっては100分の15）以下になるときは、契約保証金等の金額を変更後の契約金額100分の10（低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあっては100分の30）以上に増額変更するものとします。

・工期の変更を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、原則、契約者に対して、保証期間を変更後工期を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更保証書等の提出を求めるものとします。

契約の解除

・市及び受注者は、契約事項の規定により契約を解除する権利を持ちます。

契約の履行

・受注者は、契約事項に則り履行しなければなりません。

・受注者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、承継することは出来ません。ただし、あらかじめその内容を明らかにして市の承認を得た場合はこの限りではありません。

・受注者は、契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任すること、又は請け負わせることは出来ません。

技術者の適正配置

・請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の建設工事を施工するにあたっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければなりません。

・下請契約の請負代金の合計金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者又は特例監理技術者（どち

らも監理技術者資格者証の交付を受けているものに限る。) を配置しなければなりません。

※特例監理技術者とは監理技術者補佐を工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者のことです。

※営業所に置く専任の技術者は、原則、工事現場の職務に従事することはできません。(ここでいう営業所とは従たる営業所のみを指すものではありません。)

・現場代理人は請負者と直接的な雇用関係にあることが必要であるとともに、原則、工事現場に常駐しなければなりません。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、常に工事現場に滞在していることを指します。ただし、一定の条件を満たした工事に限り、事前に市の承認を得ることで、他の工事との現場代理人の兼務を認めます。

・なお、工事現場に配置する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。直接的な雇用関係は、監理技術者資格者証、健康保険被保険者証(保険者番号・記号・番号にマスキングを施したものであること。)又は住民税特別徴収税額通知書等により確認します。恒常的な雇用関係は、監理技術者資格者証の交付年月日もしくは変更履歴または健康保険被保険者証の交付年月日等により、契約時において3ヶ月以上の雇用関係があるかを確認します。